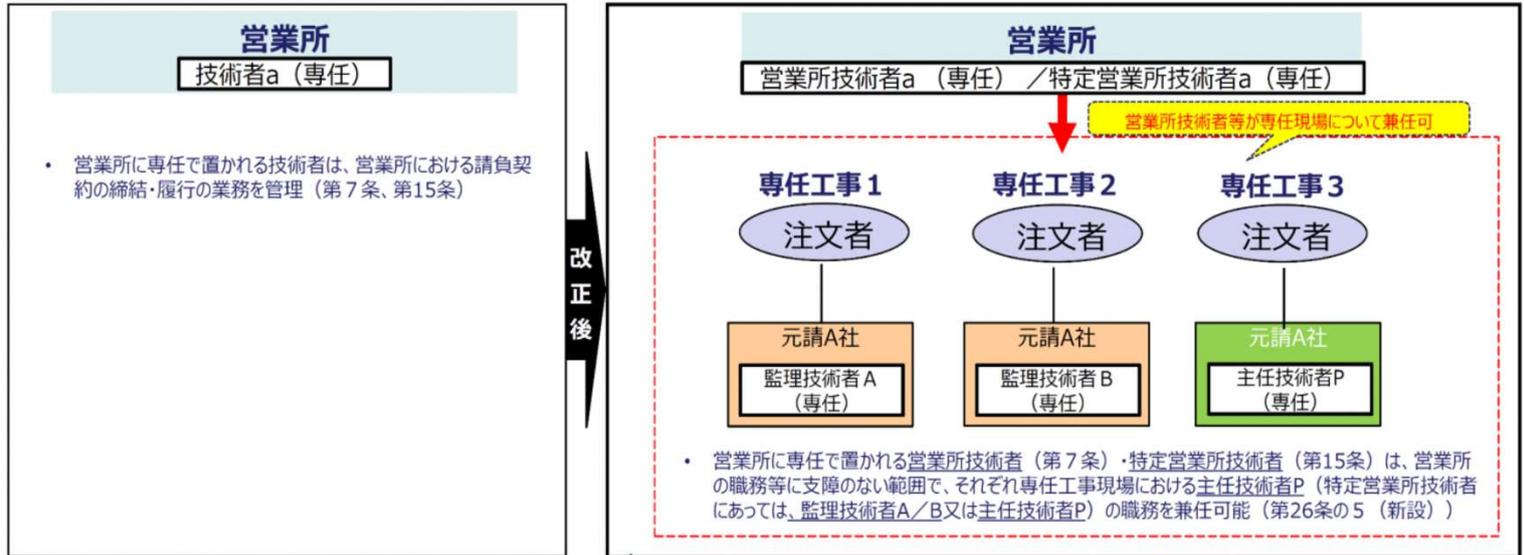


監理技術者等の専任義務の合理化について (第三次・担い手3法 令和6年12月13日施行分)

宇治田原町

令和6年6月14日に公布された建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）により、建設業法（昭和24年法律第100号）が改正され、監理技術者等の専任義務の合理化が図られることとなったため、お知らせします。

1 営業所技術者等と監理技術者等との兼任



(国土交通省ホームページより)

(1) 専任工事を兼任する場合

以下の全てを満足する場合に、営業所技術者が主任技術者を、特定営業所技術者が監理技術者又は主任技術者を兼任できる。

- (ア) 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- (イ) 兼任する建設工事の数が1を超えないこと。
- (ウ) 兼任する建設工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。
- (エ) 営業所と工事現場との間の距離が、一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、移動時間が概ね2時間以内であること。
- (オ) 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。
- (カ) 営業所技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合は、同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者）を営業所及び工事現場に置いていること。
- (キ) 工事現場の施工体制を営業所技術者等が情報通信技術（現場作業員の入退場が遠隔から確認できるもの等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- (ク) 人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎に備え置くとともに、帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存すること。
- (ケ) 営業所技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。（一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB 会議システムでも差し支えないが山間部等で遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合は不可。）
- (コ) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(2) 非専任工事を兼任する場合（営業所と工事現場とが近接している場合）

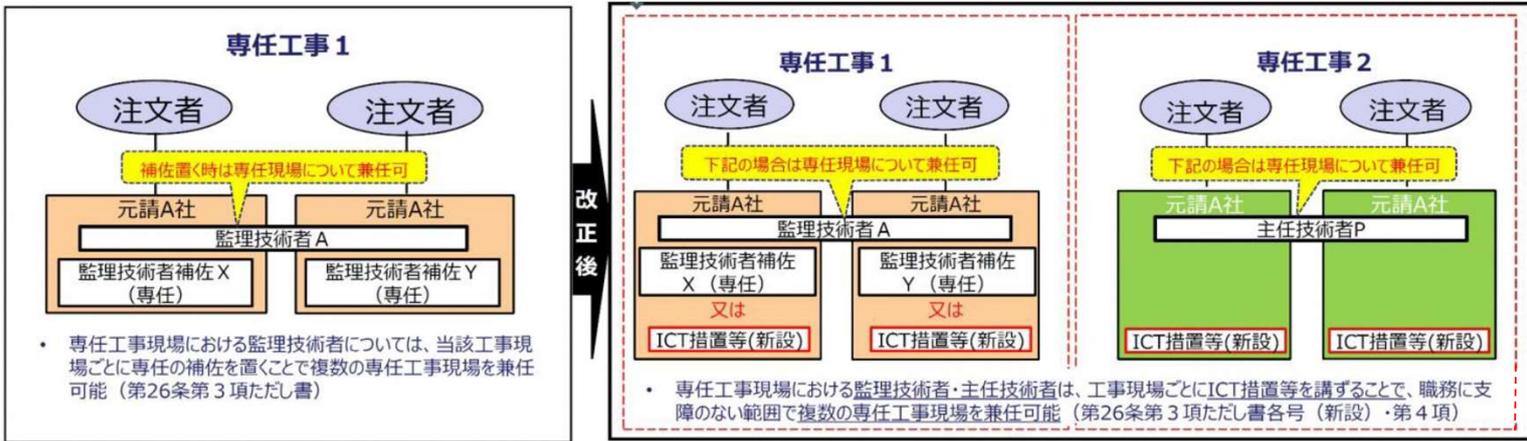
以下の全てを満足する場合に、営業所技術者等が監理技術者等を兼任できる。

- (ア) 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- (イ) 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接していること。（工事現場と当該営業所が京都府山城北土木事務所管内にあること。）
- (ウ) 当該営業所との間で常時連絡可能な体制にあること。
- (エ) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(3) 非専任工事を兼任する場合（営業所と工事現場とが離れている場合）

- (1) と同じ

2 ICT活用による複数の専任工事の兼任（専任特例1号）



以下の全ての要件を満足する場合、同一の監督技術者等を複数の専任を要する建設工事（又は一の専任を要する建設工事と一の専任を要さない建設工事）の工事現場へ兼任で配置できる。

- (1) 兼任する建設工事の数が2を超えないこと。
- (2) 各建設工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。
- (3) 当該工事現場間の距離が、一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、移動時間が概ね2時間以内であること。
- (4) 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。
- (5) 監督技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合は、同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者）を、各工事現場に置いていること。
- (6) 工事現場の施工体制を監督技術者等が情報通信技術（現場作業員の入退場が遠隔から確認できるもの等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- (7) 人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場に備え置くとともに、帳簿の保存期間と同じ期間、当該帳簿を保存している営業所で保存すること。
- (8) 監督技術者等が、遠隔から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること（一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB会議システムでも差し支えないが、山間部等で通信環境を確保できない場合は不可）。

3 監督技術者補佐の配置による複数の専任工事の兼任（専任特例2号）

以下の全ての要件を満足する場合、同一の監督技術者（主任技術者は対象外）が複数の専任を要する工事現場を兼任できる。

- (1) 監督技術者の職務を補佐する者（以下「監督技術者補佐」という。）を監督技術者が兼任するすべての工事現場に専任で配置すること。
- (2) 監督技術者補佐は次のいずれかの要件を満足する者であること。
 - ・ 建設工事の種類に応じた一級技士補であって主任技術者要件を満たす者
 - ・ 建設工事の種類に応じた監督技術者要件を満たす者
- (3) 監督技術者補佐は自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 兼任する工事現場の数が2を超えないこと。
- (5) 兼任する工事がすべて公共工事であること。
- (6) 兼任する工事の請負代金の額が、すべて下記表の上限額未満であること。

業種区分	上限額
土木一式工事(PC工事を除く)、舗装工事、造園工事	1.2億円
建築一式工事	3.0億円
電気工事、管工事	1.5億円
その他	5.0億円

- (7) 兼任する工事の現場がすべて京都府山城北土木事務所管内にあること。
- (8) 監督技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
- (9) 監督技術者と監督技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (10) 監督技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

4 確認方法

1(1)、1(3)又は2を適用する場合は「人員の配置を示す計画書」（別記様式1）を、3を適用する場合「専任特例2号の場合の監督技術者の配置に関する届出書」（別記様式2）を発注機関に提出し、確認を受けてください。